

徳島県情報公開審査会答申第124号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年1月11日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成12年8月1日 施工の、港湾法第37条第1項に基づく（審査基準）施工に当り、徳島県知事は、『徳島県情報公開審査会答申第86号』を尊重し、審査基準運用に当り、知事は職員に審査基準の趣旨を説明し、『対応要綱』又は、対応要綱に変わる書類の開示を求める。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年1月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成24年1月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年2月1日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成24年1月16日付け港第3005号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書の主張によると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 平成12年8月1日施工の、港湾法37条第1項に基づく（審査基準）施工に当たり、徳島県知事の適用する、審査基準は、徳島県情報公開審査会答申第86号で明らかである様に、審査基準運用について、具体的な、対応要綱又は、審査基準を説明できる、資料を持たず、許認可の判断をすることは不透明で不合理である。
- (2) 平成20年8月28日諮問の徳島県情報公開審査会答申第86号を尊重して平成12年8月1日施工の、港湾法37条第1項に基づく審査基準について、審査基準設定の経緯について、事実関係を検証して、直ちに職員が審査基準の説明について、公平・平等を原則に透明性の高い判断が出来る様、対応要綱を作成し、職員の教育に専念すべきである。
- (3) 申し述べるまでも無く、平成12年7月28日許認可等に係る審査基準等の設定・見直しについて、事実関係を検証し、平成12年8月1日施工の審査基準について、徳島県知事は、具体的に説明の出来る対応要綱を早急に作成すべきである。

(4) 本件処分の理由について

「徳島県情報公開審査会答申86号」の答申を頂き、徳島県港湾課次長に答申について確認をしている。

ア 港湾局次長は、我々の質問（審査会の答申を尊重するのか、しないのか。）次長は、当然である、答申を尊重する。

イ 答申を尊重する。貴方の意思を書類にしていきたい。

ウ 次長、書類にする。「港湾課で次長・課長・担当・で文面について協議。途中次長は、席を外す。」次長が書類を提出すると言うのに、課長と担当が訳の解らない話しで結論を先送りして、5時間経過して帰る。

以上の経過は、審査会で詳しく経過を聞き質していきたい。

(5) 徳島県の示す本件処分の理由について

「知事は、港湾法第37条第1項に基づく審査基準（以下『審査基準』という。）の対応要綱及びこれに代わる書類が作成されておらず、現に存在しないため、『文書不存在』として、本件処分を行ったものである。」

このことについて、港湾局次長は、「情報公開審査会答申86号」を尊重することは、当然であると回答している。次長の判断に基づき、答申に基づき、審査基準を合理的に透明性の高い説明の出来る、書類が作成されているはずである。

(6) 異議申立人の主張について、徳島県知事の答弁

ア 「異議申立人が情報公開制度に仮託して、県に対して要望する『審査基準に代わる対応要綱等の作成』については、平成〇年〇月〇日付けで異議申立人が提起した裁判『審査基準開示請求事件（平成〇年（行ウ）第〇号）』において、『審査

基準は相応の具体性を有しており、県は、その審査基準以上の基準等を明らかにすべき義務があるとまではいえない。』

このことについて、平成12年8月1日執行の審査基準以上の基準等を明らかにすべき義務が有るとまではいえない。前記の審査基準に対する、説明責任は別で、審査基準を合理的に透明性の高い説明責任を果たすことは、行政の責務である。

イ 「本件異議申立書に記載された『審査基準等の設定・見直しの経緯の事実関係の検証』についても、単に異議申立人の要望を述べたものに過ぎないものである。

ちなみに、審査基準等の設定・見直しの経緯に関する、知事の公文書公開請求拒否処分については、既に徳島県情報公開審査会第86号答申において『徳島県知事の決定は、妥当である。』との結論が示されている。」

このことについて、公文書公開請求で審査基準について、審査基準の設定及び見直しについて、目的や理由を審議した協議記録が無いはずがない。

徳島県知事の妥当であると言う決定は、審査基準にかかわる書類が有るか・無いかの情報公開請求であるから、無いから妥当であるという判断である。

徳島県情報公開審査会第86号答申 なお、当審査会としては、実施機関における方針決定に至る検討経過のうち、実施機関において重要なものと判断されるものについては、基本的にはその都度文書化するように努めるべきであると考えている。

(7) 本件処分の正当性について

ア 「自らが公開請求した文書が存在しないことを認識した上で、『対応要綱等を作成せよ。』『審査基準設定の経緯を検証せよ。』との自己の要望を述べたものであり、情報公開制度とは、本来無関係なものである。」

このことについて、対応要綱がないこと。審査基準設定の経緯が無いことにより、職員の恣意的な解釈・判断により、申請者が、不利益を受けることの、不合理を正す為に港湾局次長は、答申を尊重する約束をしている。

港湾局次長が、審査基準について、「情報公開審査会答申86号」対応要綱又は要綱に変わる書類を作成し対応しているはずである。

(8) 結論

港湾法・第37条第1項に基づく（審査基準）適用に対し、対応要綱を作成すべきである。対応要綱又は、要綱に変わる基準を作成することにより、審査基準。

行政手続法5条の2項3項で示す、合理的な説明が可能であり、職員が恣意的な判断で提出資料を要求する事の不合理をなくし、透明性の高い審査基準の説明が出来る要綱を作るべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処

分の理由については次のとおりである。

1 本件処分の理由等について

(1) 本件処分の根拠について

条例第7条第2号に該当するため公開請求を拒否したものである。

(2) 本件処分の理由について

平成24年1月11日付けで、異議申立人より提出された公文書公開請求に対し、実施機関は、港湾法第37条第1項に基づく審査基準（以下「審査基準」という。）の対応要綱及びこれに代わる書類が作成されておらず、現に存在しないため、「文書不存在」として、本件処分を行ったものである。

2 異議申立人の主張について

本件異議申立ては、審査基準の対応要綱及びこれに代わる書類が存在しないことから、「文書不存在」として公開拒否決定を行った本件処分に対し、「公文書公開拒否決定通知書を取り消す」との決定を求めるものである。

しかしながら、異議申立人は、自らが公開請求した文書が存在しないことを認識しており、その主張は、存在しないことがわかっている文書の公開を要求するという矛盾したものである。

異議申立人の行為は、知事に対し、当該文書の作成を要望するものであり、本件処分の妥当性はもちろんのこと、情報公開制度の本来の主旨とは何ら関係のないものである。

なお、異議申立人が、自らが公開請求した文書が存在しないことを認識していることは、本人が作成した次の文書からも明らかである。

(1) 本件異議申立書

ア 審査基準運用について、具体的な、対応要綱又は、審査基準を説明できる、資料を持たず、許認可の判断をすることは不透明で不合理である。

イ 直ちに職員が審査基準の説明について、公平・平等を原則に透明性の高い判断が出来る様、対応要綱を作成し、職員の教育に専念すべきである。

ウ 審査基準について、徳島県知事は、具体的に説明の出来る対応要綱を早急に作成すべきである。

(2) 異議申立人が平成〇年〇月〇日に提起した「審査基準説明請求事件（平成〇年（行ウ）第〇号）」の訴状

被告（徳島県）は、港湾法37条1項の規定による港湾区域内の水域（公用空地）占有許可に示す、平成12年8月1日施行の、審査基準を基に、職員が解りやすく具体的に説明の出来る対応要綱を作る事を求める。

さらに、異議申立人が情報公開制度に仮託して、県に対して要望する「審査基準に代わる対応要綱等の作成」については、平成〇年〇月〇日付けで異議申立人が提起した裁判「審査基準開示請求事件（平成〇年（行ウ）第〇号）」において、「審査基準は相応の具体性を有しており、県は、その審査基準以上の基準等を明らかにすべき義務があるとまではいえない。」との判決が確定している。

加えて、本件異議申立書に記載された「審査基準等の設定・見直しの経緯の事実関係の検証」についても、単に異議申立人の要望を述べたものに過ぎないものである。

ちなみに、審査基準等の設定・見直しの経緯に関する、知事の公文書公開請求拒否処分については、既に徳島県情報公開審査会第86号答申において「徳島県知事の決定は、妥当である。」との結論が示されている。

3 本件処分の正当性について

現行の審査基準による許可・不許可の判断について、一般的に、水域占用許可に関して申請される案件は、個別案件毎に事情が異なるため、それぞれの事情や要因を審査基準の規定に照らし合わせ、審査基準に適合しているか否かを判断し、最終的に許可・不許可を決定している。

また、現在の事務処理上、許可・不許可の判断については、審査基準のみで十分に判断し得ると考えており、指導體制としても十分であると考えていることから、現行の審査基準のみで判断を行っている。

以上、異議申立人が公文書公開請求した「審査基準説明に係る対応要綱又はそれに代わる書類」は、現に存在しない。

また、本件異議申立書における異議申立人の主張は、自らが公開請求した文書が存在しないことを認識した上で、「対応要綱等を作成せよ。」「審査基準設定の経緯を検証せよ。」との自己の要望を述べたものであり、情報公開制度とは、本来無関係なものである。

情報公開制度と無関係な要望は、本件処分の正当性に何ら影響を与えるものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、異議申立人が公開を求める書類は作成しておらず、現に存在しないと主張しているため、以下、実施機関の行った本件処分の妥当性について、検討を行うこととする。

(1) 現行の審査基準による許可・不許可の判断について

実施機関の説明によると、一般的に、水域占用許可に関して申請される案件は、

個別案件毎に事情が異なるため、それぞれの事情や要因を審査基準の規定に照らし合わせ、審査基準に適合しているか否かを判断し、最終的に許可・不許可を決定しているとのことである。

また、現在の事務処理上、許可・不許可の判断については、審査基準のみで十分に判断し得ると考えており、指導体制としても十分であると考えていることから、現行の審査基準のみで判断を行っているとのことである。

以上の説明に不自然、不合理な点は認められず、異議申立人が公開を求める書類は作成しておらず、現に存在しないとする実施機関の主張は妥当なものと認められる。

(2) 先例答申について

実施機関が、審査基準以上の具体的な基準を有していないことについて、当審査会は、平成23年4月13日付け徳島県情報公開審査会答申第115号（以下「先例答申」という。）において、次のように判断している。

「実施機関においては、本件審査基準以上に具体的な基準を有しておらず、個別の案件毎に安全性を判断している。また、異議申立人は、港湾法第37条第1項の規定による港湾区域内の水域占用許可の具体的審査基準を明らかにせよとの訴訟を提起したが、本件審査基準以上にその他の基準等を明らかにすべき義務を負うとはいえないという判決が言い渡されている。

よって、実施機関において、現に本件審査基準以上の具体的な基準を有していないことから、本件審査基準を公開した本件処分は妥当であると認められる。」

当審査会において、再度この点を検討した結果、先例答申における判断を変更すべき特段の事情を認めることができないため、先例答申と同一の結論に至った。

(3) 以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断するものである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
-------	-----

平成24年 2月 1日	諮問
2月29日	実施機関からの理由説明書を受理
4月 6日	異議申立人からの意見書を受理
4月19日	審議（第98回審査会）
5月18日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第99回審査会）
6月28日	審議（第100回審査会）
7月19日	審議（第101回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士，税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)